

(受理番号) 26-10	(受理年月日) 平成26年6月18日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	<p>陳 情</p>
	<p>公務員獣医師の処遇改善について</p> <p>都道府県等の地方公共団体職員である獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止、適切な獣医療の提供、動物医薬品の適正使用による畜産物の安全性確保や、バイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖等の畜産・家畜衛生行政、そして市民生活に直接的に関わると畜・食鳥検査、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護等の公衆衛生行政、さらには自然環境、廃棄物対策等の環境行政の幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し、地方行政の推進に奮闘している。</p> <p>一方、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師のほとんどは、医師・歯科医師と同様6年間の教育課程を修めた免許取得者であるが、その給与は医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)が適用されており、高度な自己判断に基づき業務を遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは到底言えない状況にある。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。</p> <p>については、人材確保を推進するため、本県公務員獣医師の初任給調整手当など処遇改善に取り組んでいただくとともに、医療職給料表(一)の公務員獣医師への適用又はこれに準じる獣医師専門職給料表の策定について、国に意見書を提出されるよう陳情する。</p>